



業秘密（管理）について

— 会社のヒミツを守るには —

2024年 12月 4日（水）

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）

小原 荘平（おはら そうへい）

03-3581-1101 内線3823

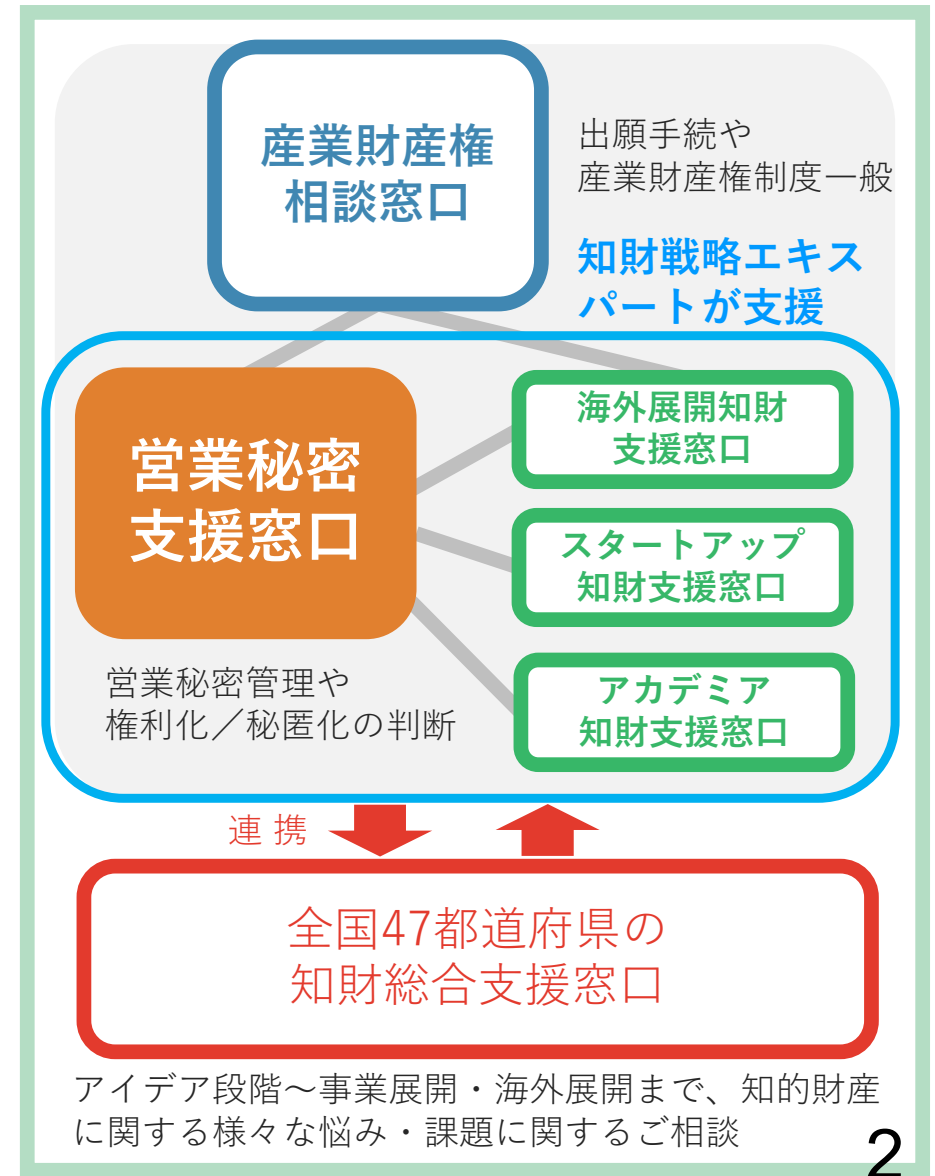
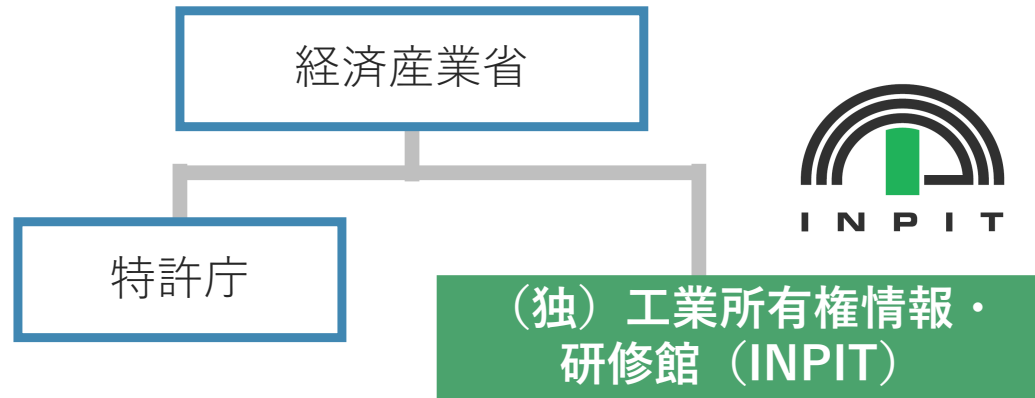
ohara-sohei@inpit.go.jp

■ INPIT（工業所有権情報・研修館）のご紹介



(独)工業所有権情報・研修館（INPIT）は経済産業省・特許庁と連携しながら、知的財産に関する様々なサービスを提供します

INPITの相談サービス





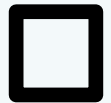
営業秘密管理 簡易チェックシート



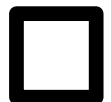
※すべてにチェックが入らなければ「問題あり」です！



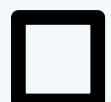
チェック項目



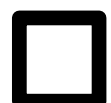
社内にどのような情報があるかを整理して把握していますか？



秘密にすべき情報が記録された媒体（書面、電子ファイル等）に、秘密である旨（マル秘等）を表示していますか？



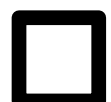
従業員等に対し、入社時・昇格時・退社時等の各段階で、秘密保持義務を負うことや違反時の罰則等を書面で明確にしていますか？



従業員等（パート、アルバイト含む）に対し、秘密にすべき情報の管理の必要性について意識付けできていますか？



情報管理規程（社内規則）を整備していますか？



取引や工場見学、展示会、営業活動等において、秘密にすべき情報を取引先等の外部者に開示する場合、必要最小限となるように精査していますか？



他社から開示された（預かった）情報を、自社の情報と分離して管理していますか？

秘密として管理すべき企業情報 「なにを」守るのか？



技術情報を含め、流出しない情報はない。第三者にとって価値ある情報は流出する


技術・製造分野（例示）	営業分野（例示）	経営分野（例示）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品図面 ・ 設計手順書、仕様書 ・ 工程表・生産用図面 ・ 加工条件、原材料組成 ・ 基準（設計、生産、検査） ・ 専用装置、内製冶工具 ・ 技術関連会議の議事録 ・ 研究開発データ、報告書 ・ 試作品・技能者のワザ ・ 未出願の発明 ・ 品質、クレーム報告書 ・ 他社特許侵害報告書 ・ 技術者育成に関する情報 <p style="text-align: center; color: red;">他社から開示された情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先リスト（顧客名簿） ・ 取引先への納入価格 ・ 取引先の信用調査資料 ・ 取引先の与信管理 ・ 原価情報 ・ 取引基本契約書、他の契約 ・ 納入伝票 ・ 売掛/買掛台帳（月報） ・ 仕入台帳 ・ 販売計画 ・ 市場動向分析資料 ・ 顧客クレーム情報 <p style="text-align: center; color: red;">他社から開示された情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会議事録 ・ トップ人事情報 ・ 経営計画 ・ 投資計画 ・ 資金調達計画 ・ 業務提携、出資関連情報 ・ 財務データ ・ 稟議書 ・ 会計監査関連内部資料 ・ 訴訟関連書類 ・ 税務申告関連書類 ・ 各種契約書 <p style="text-align: center; color: red;">他社から開示された情報</p>



技術情報以外にも「守るべき情報」がある。なにを流出から守るべきか棚卸が必要

会社の秘密を守りましょう！

- ✓ 会社の秘密を守り・活用するには、社内情報の“適切な”管理が重要です
- ✓ “適切な”情報管理を行うことで：
 - 事後策** 営業秘密として法的に保護されます
 - 予防策** 情報漏えいを未然に防止できます



会社の収益を守ることに繋がります！
自社の強みを認識できるようになります！

情報管理をしていないと
こんなリスクが！？

1

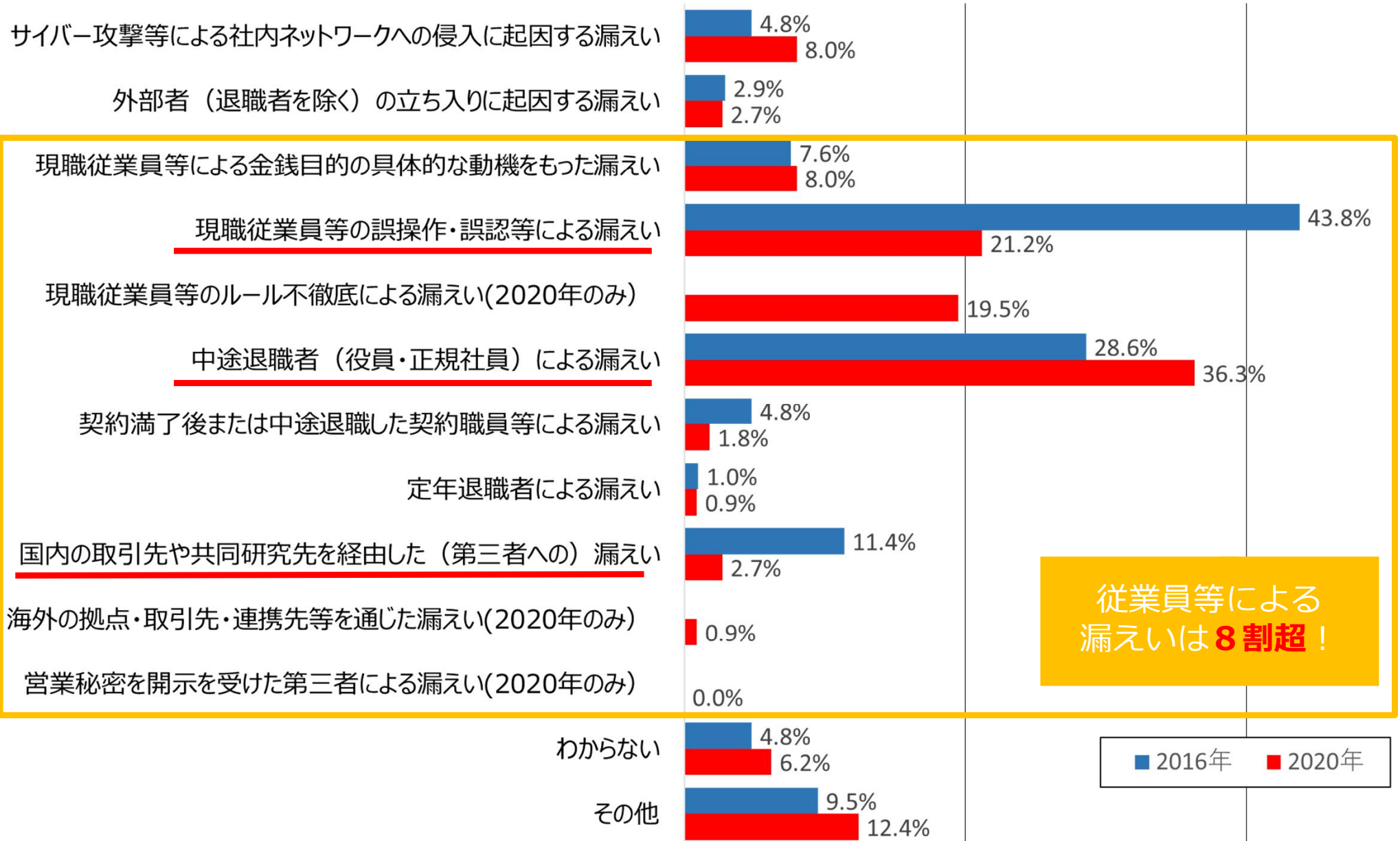
情報管理のトラブル

会社の秘密はどこから漏えいする？



取引先・共同研究先、展示会、工場見学（監査）にも要注意

(n=113) 0.0% 20.0% 40.0%



秘密の漏えいが疑われる事例

情報漏えいは、
会社の資産も信用も流出させてしまいます

被害企業	発覚時期	漏えい情報	流出先など	被害額
新日本製鐵 (現 日本製鐵)	2012年	変圧器に使われる 高級鋼板の <u>製造法</u>	韓国鉄鋼大手 ポスコ	約1,000億円
ヨシツカ精機	2012年	車エンジン部品 プレス機械の <u>設計図</u>	ライバル関係にある 中国企業	不明
東 芝	2014年	半導体メモリの <u>研究データ</u>	韓国半導体大手 S Kハイニックス	約1,000億円
積水化学	2020年	タッチパネル材料 の <u>製造情報</u>	中国企業	不明
ベネッセ コーポレーション	2014年	顧客 (含保護者) の個人情報	ジャストシステム (名簿業者経由)	2,070万件流出 対策費 約300億円

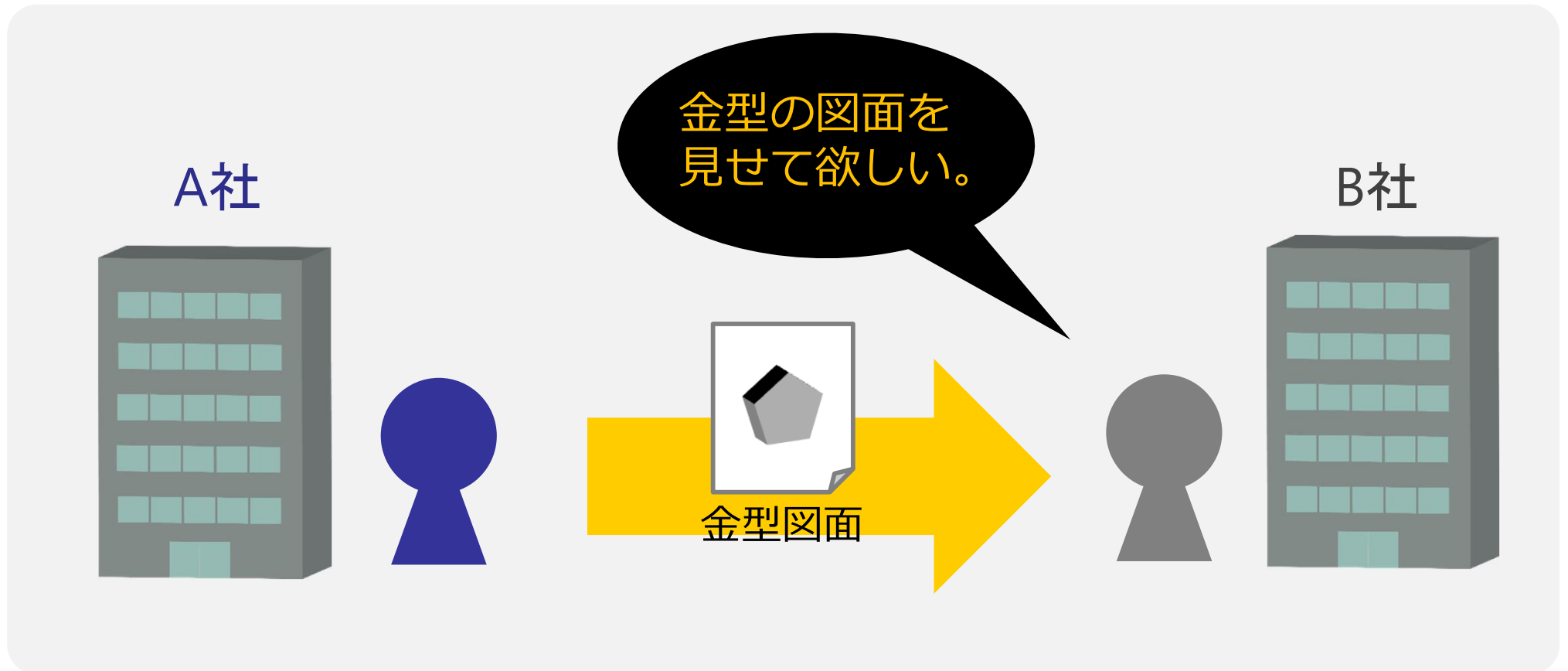
技術情報

顧客情報

※2023年6月 産総研 中国人研究員が営業秘密漏えいの疑いで逮捕

各種報道を元に作成

大口の取引先から求められ、断り切れず金型図面を提示。
その後、**取引先から発注が来なくなってしまった。**



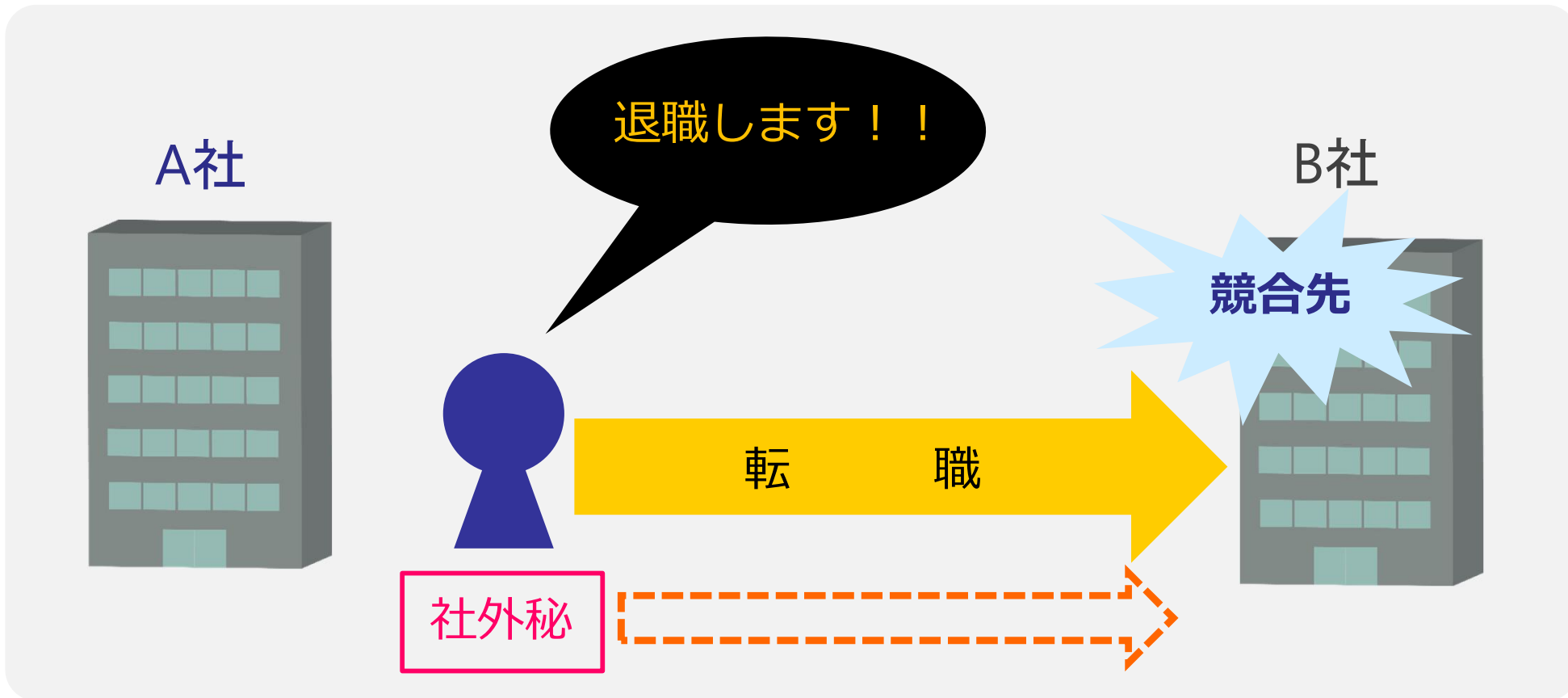
防ぐには…

「見せない」「教えない」「渡さない」。開示する情報は必要最低限に！
また、開示する場合は秘密保持契約を必ず締結しましょう。

CASE-02

退職者との間で…

プロジェクトの中心メンバーから退職の申し出を受けた。
 転職先は競合他社！**情報を持ち出されないか**不安…



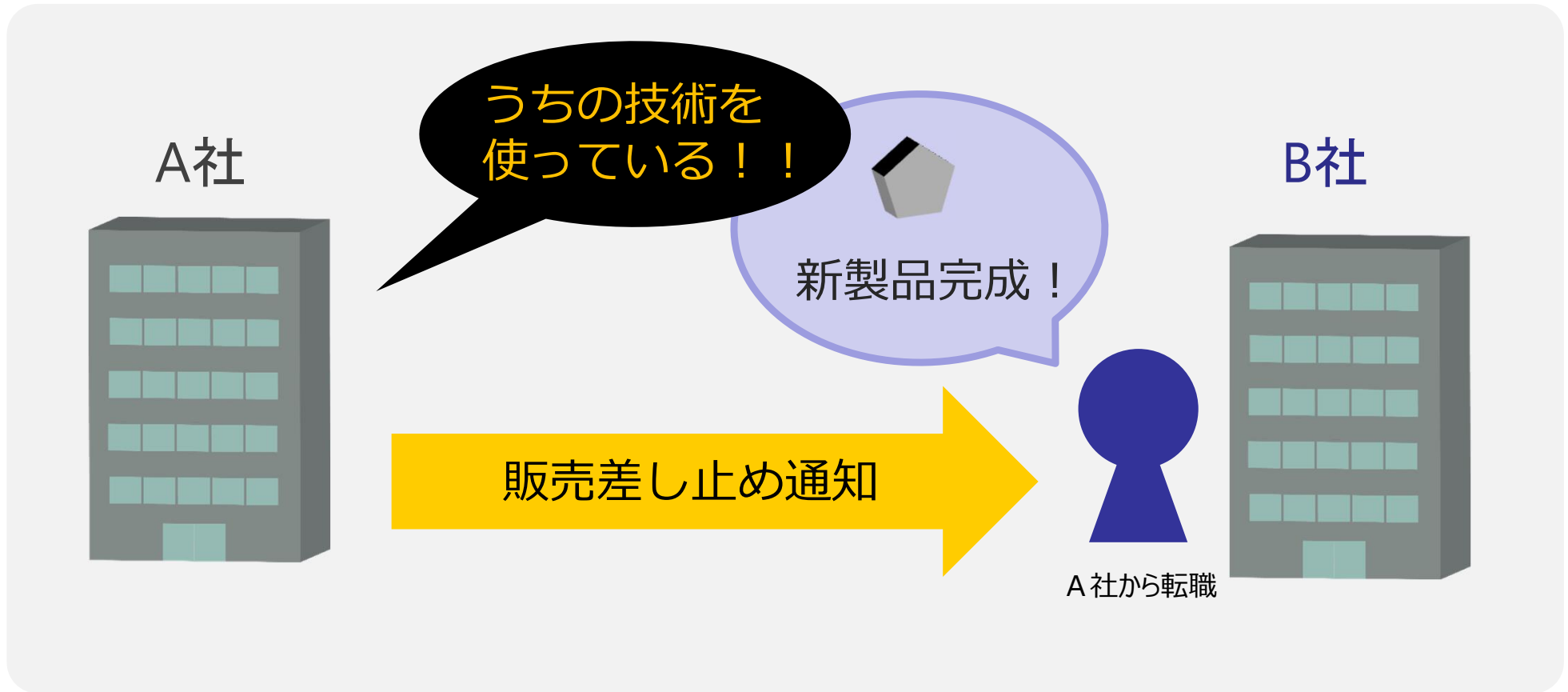
防ぐには…

退職時はもちろん、昇進時やプロジェクトを開始する際にも
 秘密保持誓約書を作成するようにしましょう。

CASE-03

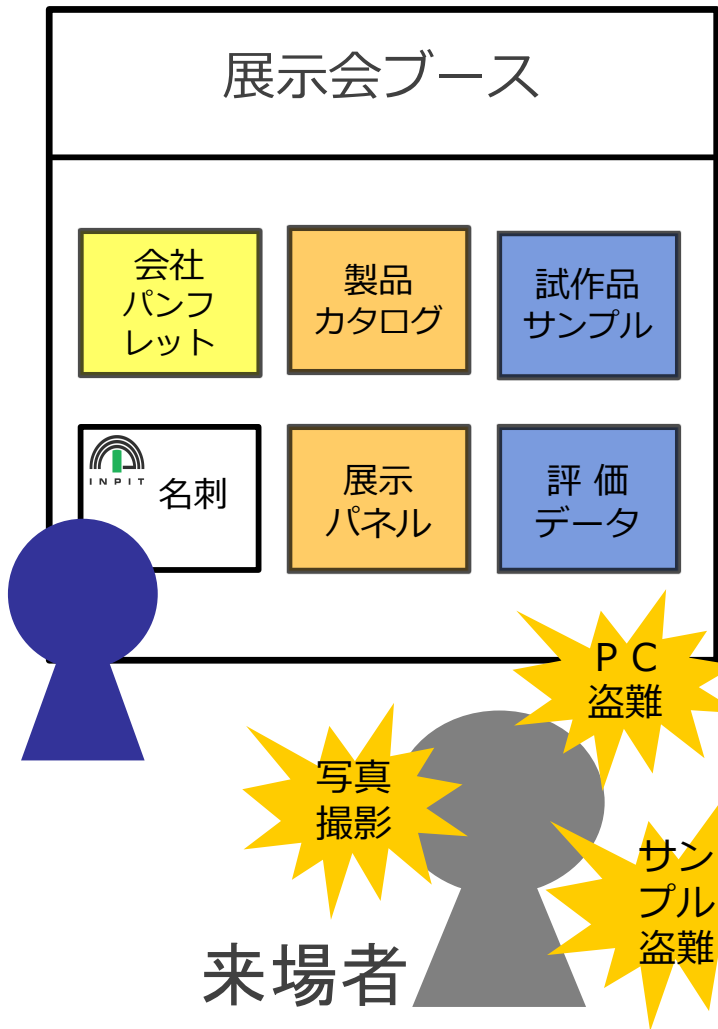
転職者の受入で…

他社からの転職者が経験を活かして新製品を開発。
販売差し止め通知により**転職元情報の不正利用**だったと判明。



防ぐには…

採用に際して、秘密保持義務や競業避止義務などの有無を確認。
 他社の秘密を持ち込まない旨の誓約書に署名をもらいましょう。



展示会での活動

- 社名・新製品名の売り込み
- 実機デモンストレーション
- PCによる新製品機能説明
- 技術者による製品説明
- 営業マンによる売り込み
- 動画での製造工程・設備紹介
- 原材料等の展示

想定リスク

- 製品名、ドメイン名等を出願/取得されるリスク
- 類似製品が市場に流出するリスク
- 第三者から知財権を行使されるリスク
- 設計ノウハウ等が流出するリスク
- 生産設備、計測技術の情報流出リスク
- 構造、材質、加工技術等の情報流出リスク

防ぐには...

展示会出展等に伴うリスクを事前に認識して対策し、必要以上に情報を開示しないようにしましょう。

工場見学の活動

製造ノウハウなどを含む工場内部に、顧客・取引先などの見学者を受け入れ。

設備、工法、量産工程、試作工程、実験室・測定室等の説明

想定リスク

**生産技術・生産計画・
新商品情報の流出**



注意点

- ・ 秘密保持契約の締結
- ・ 見学ルートは決められたものに限定
- ・ 工場見学のルートには生産計画等の資料を掲示しない
- ・ 説明は専任の担当者が行い、過剰に説明しない
- ・ 立入禁止、撮影禁止などの注意表示
- ・ 専用設備や重要な生産ラインは囲いやブルーシートで覆う

防ぐには…

有力な取引先・顧客といえども不必要には見せないようにして、技術流出を防止しましょう。

他に心当たりはありませんか？！

経営層も、営業マンも、技術者も、工場スタッフも、まじめで仕事熱心だが・・・

	営業マン	技術者	経営層	工場スタッフ
場面	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会での説明 ・営業プレゼン ・取引先への売込 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会での説明 ・技術プレゼン ・仕入先への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップセールス ・表敬訪問の土産 ・提携先への表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の監査 ・仕入先の立入 ・見学者の受入
企業の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・売り込みに熱心なあまり、必要以上に説明 ・秘密保持契約を締結していない <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">営業情報流出の認識なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術アピールに熱心なあまり、必要以上に説明 ・秘密保持契約を締結していない <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">技術情報流出の認識なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売り込みに熱心なあまり、必要以上に説明 ・訪問先、提携先のトップに過剰な表明や約束 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">技術・営業・経営情報流出の認識なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影を禁止していない ・必要以上に見せたり、必要以上に説明 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">技術・製造情報流出の認識なし</p>

ポイント

各情報の**開示／非開示の方針を社内で共有**していないと、
貴方が会社に**重大かつ長期にわたる損失**を与えてしまいます！

もしもの情報漏えいに対処するために

2

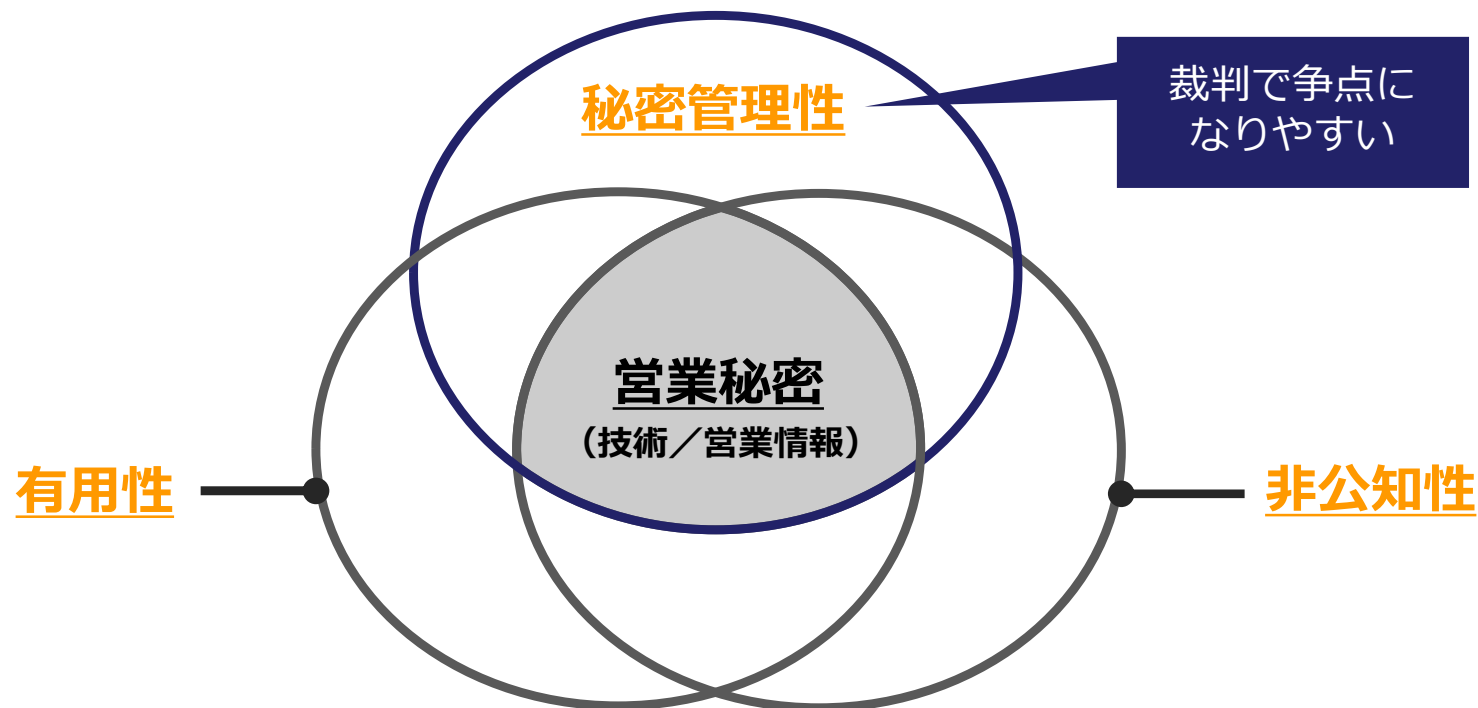
営業秘密の法的保護

- ✓ 不正競争防止法において、
「**営業秘密**」として管理される情報は、
その不正取得、開示、使用等に対して、
一定条件下、**民事的保護／刑事罰の適用**
があります。



情報漏えい時に保護を受けるために、
「営業秘密」として情報管理しましょう！

“秘密として管理されている生産方法、
販売方法その他の事業活動に有用な
技術上又は営業上の情報であって、
公然と知られていないものをいう。”



秘密管理性

従業員等が、管理状態を見たときに、
会社が秘密として管理していると認識できること

例えば...

- ✓ 紙媒体（書類等）には：
営業秘密である文書に^秘など、秘密であることを表示する
- ✓ 電子媒体（CD、電子ファイル等）には：
電子媒体への^秘表示の貼付、
電子ファイル名・フォルダ名への^秘付記 等
- ✓ 製造機械や金型等の物件には：
扉に「関係者以外立入禁止」「写真撮影禁止」の張り紙
警備員配置
IDカードが必要なゲート設置による立入制限
物件リストを従業員で閲覧・共有 等
- ✓ 媒体が利用されない場合：
営業秘密となる情報のカテゴリー（内容種別）をリスト化
営業秘密を具体的に文書等に記載する 等

有用性

客観的にみて、事業活動にとって有用であること

例えば...

- ✓ 現に事業活動に使用・利用されていなくとも構いません

【有用性のある情報】

- 設計図、製法、製造ノウハウ
- 顧客名簿、仕入先リスト
- 失敗した実験データ
- 合併計画、M&A計画等の経営上の秘密情報
- 経営計画、事業拡張計画
- 研究開発計画

【有用性のない情報】

- ×有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的活動に関する情報

非公知性

一般的に知られていないこと、又は容易に知ることができないこと

- ✓ 保有者の管理下以外では一般に入手できない状態をいいます
- ✓ 対象情報を特定した秘密保持契約により情報を提示する場合は、非公知性を失いません

営業秘密が流出してしまった場合には、
営業秘密侵害行為（不正競争行為）について、以下の請求ができます。

差止請求

（不正競争防止法 第3条）

- 侵害の停止又は予防
- 侵害行為を組成した物の廃棄
- 侵害行為に供した設備の除去 等

損害賠償請求

（不正競争防止法 第4条）

- 「故意又は過失」による侵害に対して請求できます
- 損害額の推定規定あり(第5条)

刑事罰の適用

営業秘密侵害罪 (不正競争防止法 第21条第1項、第3項)

一定の営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示の行為について、「**10年以下の懲役又は2000万円(海外重課3000万円)以下の罰金(又はその両方)**」を科すこととしています

非親告罪

なお、秘密保持命令違反に対する罰則(第2項第6号)は告訴が必要

営業秘密侵害罪の国外犯 (不正競争防止法 第21条第6項、第7項)

営業秘密侵害罪は、国内で事業を行う保有者の営業秘密について、**日本国外で罪を犯した者**にも適用される。

両罰規定 (不正競争防止法 第22条第1項)

⇒行為者だけでなく会社も一緒に罰せられることがあります

法人の業務に関し営業秘密侵害罪が行われた場合、行為者だけでなく、「**法人も5億円(海外重課10億円)以下の罰金**」となり得ます

中途採用の際の注意事項

中途入社に関する報告および誓約書（例）

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇殿

私は、 年 月 日付で、△△株式会社を退社いたしました。
その際、秘密保持に関して下記の内容・契約を取り交わしておりますので報告します。

— 記 —

1. 退職時の秘密保持契約について

※ 所属上長または、総務人事担当者が、本人から聞き取った前職退職時に交わしたの「秘密保持契約書」の内容を、最大漏らさず記載する

2. 退職時の競業避止義務誓約書について

※ 所属上長または、総務人事担当者が、本人から聞き取った前職退職時に交わした「競業避止義務」の内容を、最大漏らさず記載する
※※ 「競業避止義務誓約書」は、退職者が、幹部、キーマンなどの場合が多く、すべての中途採用者が、退職時に以前の勤務先と交わしているとは限りません

上記に間違いありません。
私は貴社で業務を行う際に、前職の秘密情報を使用いたしません。

年 月 日

住所

氏名

印

※ 着任日に面談を行い、本人に署名をさせ、早めに差し出させること









中途採用者が「前職の営業秘密」を、あなたの会社に持ち込む（＝両罰規定の対象となる）リスクがあります

着任日に

- ・何を約束して辞めたか
- ・前の会社の営業秘密を使わない約束

を書面にして（左に例示）、人事書類として大事に保管しておきましょう

知的財産権と営業秘密の使い分け

選択肢	権利期間
特許権	出願から20年 
実用新案権	出願から10年 
意匠権	出願から25年 
商標権	登録から10年だが、更新も可能    
営業秘密 (不正競争防止法)	うまく秘匿化すれば、永遠に保持も可能 

ポイント

営業秘密は知財として位置付けられます。権利化と秘匿化の選択が重要です。

会社の秘密を守るために

3

情報管理の対策

実効性ある営業秘密管理のために

社内情報から秘密とすべき情報を特定すること等、
土台の社内ルールを検討してやることを確認しましょう

【社内体制の対策例】

保有情報の
 棚卸し
 (リスト作成)

従業員／退職者用の
 秘密保持誓約書等
 の整備

転職者の
 受入ルールの整備

保有情報の
 格付け
 (極秘, 社外秘...等)

取引先との
 秘密保持契約書等
 の整備

社内への
 運用周知・徹底

情報の取扱ルール
 の整備
 (自社／他社情報)

見学者対応／
 見学ルールの整備

先ず検討することで、
 やるべきことが
 網羅的に分かります

たとえば、こんなステップで、進めます



ステップ 1

会社の重要な情報を抽出、経済的価値の評価等

ステップ 2

ステップ 1 で抽出した情報を秘密とすべきか否か決定し管理台帳に反映
他社から開示された情報を自社情報と混在しないよう分別・管理

ステップ 3

ステップ 2 の情報に対していかなる対策を講ずるかを選択。

<具体例>

- ・ 情報漏えい事例の周知
- ・ マル秘表示の徹底
- ・ 立入禁止・撮影禁止エリア
- ・ ID・パスワード管理の決定
- ・ アクセスログの記録
- ・ 情報・PCの社外持出し制限
- ・ 私用スマホの使用禁止 など

ステップ 4

分類・対策等を管理規程整備によりルール化

実施のため経営トップを頂点とした社内体制構築

全従業員参加のキックオフミーティング（決起集会）の開催

- ・ 経営者の決意表明
- ・ 規程各条項の趣旨理解
- ・ 台帳による自社秘密情報の確認
- ・ 誓約書差し出し

➡ **管理体制のスタート**

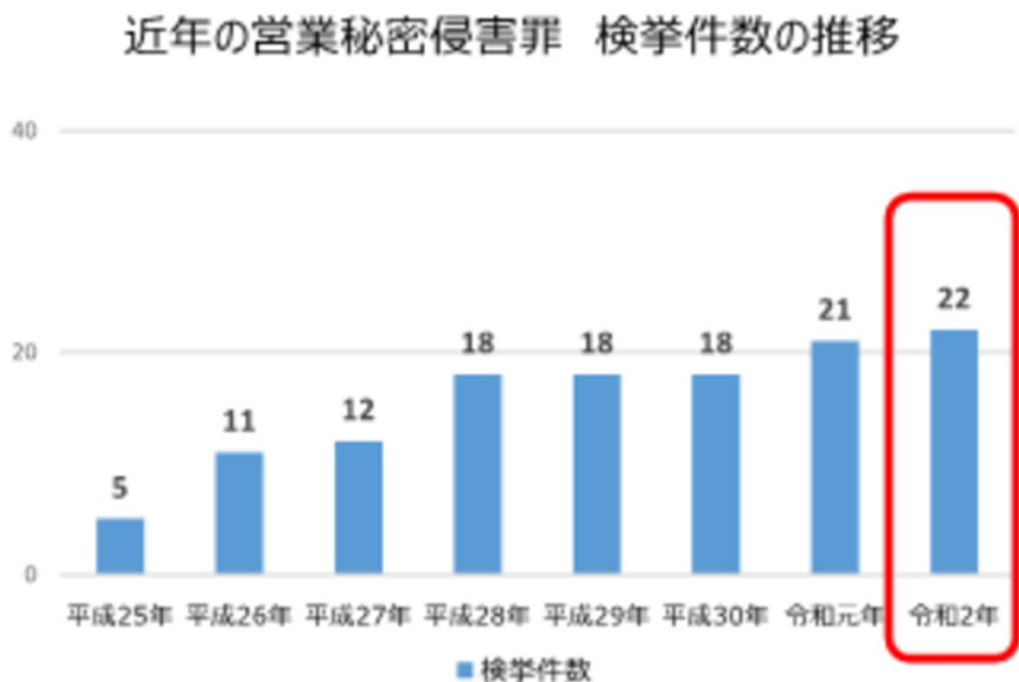
営業秘密侵害事例から見えてくる 「営業秘密」保護のポイント

4

企業はどのような対策が必要か

はじめに

- 企業における秘密情報の漏えい対策は着実に進展していると考えられるものの、依然として従業員・退職者による競業会社への持ち出し、海外への流出が散見される。
- こういった状況を受け、継続する典型事案に対する課題・対策について情報共有を行い、秘密情報保護の実効性を高める機会としたい。



※「令和2年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

元社員複数回入手
5G情報不正持ち出し容疑逮捕

「交換」誘われ機密提供
元社員、中国企業側に

不正入手疑い 男逮捕
産業用ロボット設計情報

機密飲食店で手渡し
露側接触数年前から

※報道資料より引用

事例①：従業員等による競合会社への持ち出し

日本ペイント（大阪府）（刑事）

- 塗装大手である日本ペイントの元役員が、同社の主力商品の営業秘密（建築用塗料「水性ケンエース」の設計情報）を複製し、U S Bメモリーに保存して持ち出したとして、不正競争防止法違反（営業秘密の開示）の疑いで逮捕（2016年2月17日）。
- 元役員は日本ペイント執行役員を経て、2010年4月～2013年3月、子会社に出向。子会社を退職後の2013年4月、菊水化学工業の顧問に就任した。
- 元役員に対し、懲役2年6月（執行猶予3年）、罰金120万円の判決（2020年3月27日名古屋地裁）。

日本国内



※報道情報より経産省作成

内部不正による漏えい割合は増加傾向（IPA調査：営業秘密実態調査2020より）

- ✓ 漏えいルートが多くが中途退職者であり（36.3%）、内部不正による漏えい割合は増加傾向
- ✓ テレワーク環境での他社との情報共有ルールやクラウドサービスでの秘密情報の扱いなどについては他の項目に比べて対策が進んでいない状況

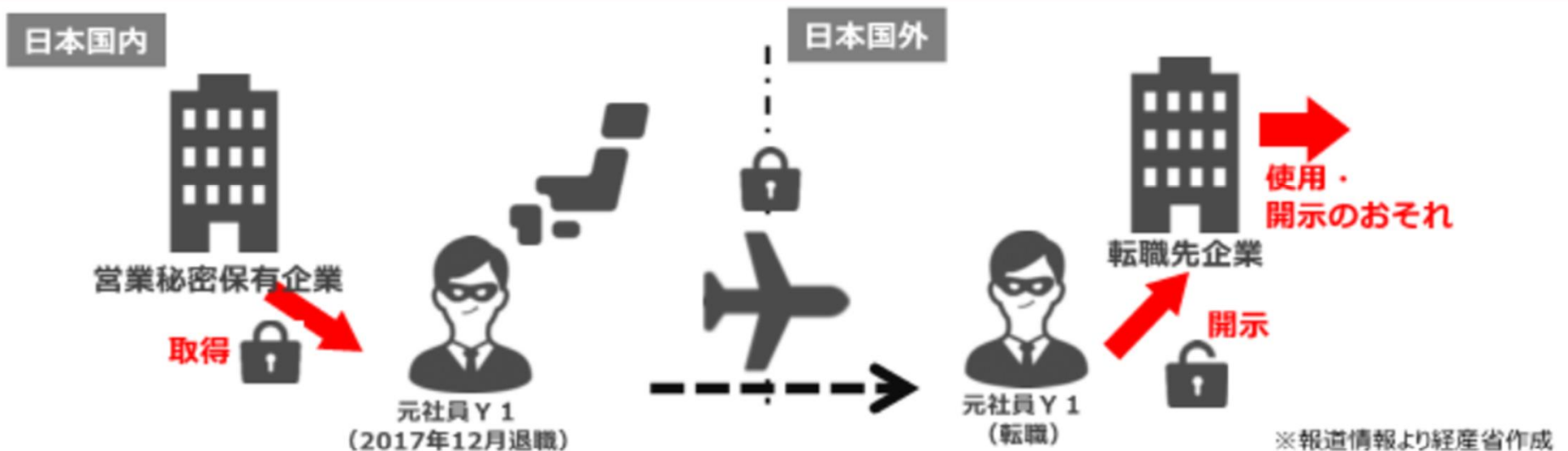


(参考)
営業秘密実態調査2020

事例②：海外への流出（海外からの接触） ケース

NISSHA（京都府）（刑事）

- 電子部品製造大手「NISSHA」の元従業員が、関連会社の事務所で、同社の主力商品であるスマートフォンなどに使用されるタッチセンサー技術に関する情報を、自身のハードディスクに不正に複製したとして、不正競争防止法違反（営業秘密領得・海外重罰適用）の疑いで逮捕（2019年6月5日）。
- 元従業員は2017年12月、同社を退職後、中国にある競合他社で働いていた。
- 元従業員に対し、懲役2年、罰金200万円の実刑判決（2021年3月17日京都地裁）。



この他、以下のような事例もあり、接触の手口は多様化・巧妙化。

- ✓ 大手通信会社の元社員は在日ロシア通商代表部元職員の男と街中で出会い、当初会社パンフレットなどに記載されているような情報の公開資料を要求され、報酬として現金を受け取ったところからやりとりが始まった。
- ✓ ビジネス向けSNSで中国企業の社員が、大手化学メーカーの元社員の経歴や勤務先を見てメッセージを送信したことで、やりとりが始まった。

営業秘密の持ち出しへの基本的対応策

- 従業員・退職者からの漏えいリスクを低減する対策を。
- 企業等は多様な情報を保有しており、これらを見渡した効果的・効率的な対策を。

ポイント1（秘密情報に対する認識向上） ⇨保護ハンドブック 第3章 3-4（P48-50、P60）参照

- 入社時・退職時や、プロジェクト開始時等にも秘密保持契約を締結。キーパーソンの場合は、競業禁止義務契約を締結することも有効。



(参考)
秘密情報の
保護ハンドブック

ポイント2（接近の制御、持出し困難化、視認性の確保） ⇨保護ハンドブック 第3章 3-4（P26-32、P35、P57-59）参照

- 適切に情報へのアクセス権の範囲を設定し、「知るべき者だけが知っている」という状態を実現することが重要。
- 私物の記録媒体の持ち込みを制限するとともに、秘密情報が記載された媒体等に「持ち出し禁止」等の表示を行うことも効果的。
- 退職の申出があったら、速やかに社内情報へのアクセス権を制限。退職時にはすぐに I D・アカウントを削除。（ I Dカード、入館証も回収）
- 退職申出前後のメールや P C のログを集中的にチェックしたり、退職後も O B 会の開催などで本人の近況を調査するなどして、転職先の商品情報をチェック。

ポイント3（信頼関係の維持・向上等） ⇨保護ハンドブック 第3章 3-4（P53-54）参照

- 働きやすい職場環境や公平な人事評価制度を整備し、従業員の企業への愛着を高めておけば、貴重な人材を失わずに済み、漏えいリスクも低減。



従業員による競合会社への持ち出し対策

- テレワークの普及（原則化）や人材の流動化、内部不正の発生リスク等を折り込んだ重用情報保有企業による「被害防止」と、受入企業による「侵害抑止」に向けた取組の実効性をどう確保するか。

◇情報保有企業による「被害防止」に向けた取組

ポイント1（社内規程の見直し） ⇨ テレワークQ&A Q1、Q5、Q9 参照

- テレワークへの切り替えにあたって、改めて、秘密情報の管理の態様や諸規程の整備状況を確認し、秘密情報の持出や外部クラウドの利用、オンライン会議利用等の記載について、必要に応じて見直しを図ることが重要。



(参考)
テレワーク時における
秘密情報管理のポイント
(Q&A解説)

テレワーク対応・内部不正対応については依然課題（IPA調査：営業秘密実態調査2020より）

- ✓ テレワークにおける情報管理ルールを定めていない企業が相当数存在（29.5%）
- ✓ 社内規定の見直しは進んでいるものの、個別の従業員・退職者からの書面徴求は低水準

◇人材受入企業による「侵害抑止」に向けた取組

ポイント2（他社の秘密情報の持込を防ぐ） ⇨ 保護ハンドブック 第5章（P108-120）参照

- 転職者受け入れの際には、転職元との関係で負っている義務を確認。
- 転職者採用時には、転職元の秘密情報を持ち込ませないように注意喚起するとともに、誓約書の取得をしておくことも有効。
- 採用後も転職者が従事する業務内容を定期的に確認し、私物のUSBメモリ等の記録媒体の持ち込みを禁止。
- 取引の中で秘密情報の授受が発生する場合は、使用目的の制限、秘密保持の期間などについて、書面確認を実施。
- 技術情報・営業情報の売込みがあった場合、その売り込まれた情報の出所について確認し、誓約書等を取得。
- 他社から秘密情報の侵害を理由に訴訟を提起された場合に、それが自社の独自情報であることを客観的に立証できるよう、情報の取得過程や、更新履歴、関係する資料を保管しておくことが有効。

海外への流出ケースへの対応策

- 接触の手口が多様化・巧妙化していることに鑑み、対策を考える上で「危険を知る」。
- その上で、社内規程の見直し、情報管理措置・体制の見直し、社員向け啓発が必要。

情報流出の契機として「不正アクセス」より「持ち出し」が課題（IPA調査：営業秘密実態調査2020より）

- ✓ 不正アクセス対策で「何もしていない」は激減（前回：34.0%→今回：6.1%）。
- ✓ 一方、不正持ち出し対策で「何もしていない」は高水準（25.4%）。

ポイント1（秘密情報に対する認識向上）☞保護ハンドブック 第3章 3-4（P46-48）参照

- 社内規程で秘密情報の定義・取扱い方法等について規定し、適切に周知することで従業員等の秘密情報に対する認識向上を図ることが重要。必要に応じてSNS使用時における注意点を盛り込むことも有効。
- 社内研修などを通じて、最新の漏えい事例等を従業員に対して周知し注意喚起を行う。



参考：現地での営業秘密持ち出し対策

- 企業の国際展開・国際交流に伴い、日本での管理に加え、各国の法制度、事業環境などを踏まえて、各国の状況に応じた対策を。

◇例えば、中国での対策ポイントは以下のとおり

ポイント1（物理的管理体制の整備） ⇨管理マニュアル P31-33、40-42参照

- 管理性要件の基準は日本と大きく変わらないため、日本と同等の管理を実施
- 日本とは比較にならないほど、携帯電話及びSNSが業務上利用されていることが多いため、携帯電話管理（写真撮影やSNS利用）の対策が必須



(参考)
中国における
営業秘密管理
マニュアル

ポイント2（人的管理体制の整備） ⇨管理マニュアル P39-40、42参照

- 人材流動性が相対的に高く、会社への帰属意識が日本と比べると高くないため、従業員の退職時の対策が重要
- 退職の申し出があった時点で、当該従業員に対する監視を強化したり、営業秘密へのアクセスを制限するなど、早めの対策が必要
- 法律的、形式的な対応にとどまらず、競業禁止義務を課した退職者のその後の足取りを、調査会社を利用するなどして追跡、確認する等、現実的な対応も検討が必要



YouTube動画も、ぜひ、ご覧ください

第1弾 トップセールスでのうっかり (2022年4月公開)

いつも以上に好調なトップセールスの場で、
社長が犯したあやまちとは・・・

<https://www.youtube.com/watch?v=9i5KXdE0h9w>



第2弾 苦渋の判断が生んだ悲劇 (2022年5月公開)

取引先からの思わぬ要求に対し、
会社として判断した先に待っていたことは・・・

<https://www.youtube.com/watch?v=NwMGeNXG0Jc>



第3弾 展示会の落とし穴 (2022年6月公開)

社運を賭けた展示会、
他では見られない説明をしたところ・・・

<https://www.youtube.com/watch?v=d-sIm4B2PdY>



■ 参考：営業秘密管理実務の理解に役立つ資料

- ・ 経済産業省「営業秘密 ～営業秘密を守り活用する～」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

※**営業秘密管理指針**
(2019年1月改訂版)



※**秘密情報の保護ハンドブック**
(最終改訂 2024年2月)



※※



※※ 同 各種契約書等の参考例

※**簡易版**
秘密情報の保護ハンドブックのてびき
(2016年12月発行)



※**テレワーク時における**
秘密情報管理のポイント
(2020年5月発行)



- ・ 東京都知的財産総合センター

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/manual/gijyutsu/>

※**中小企業経営者のための技術流出**
防止マニュアル (2018年)



- ・ 東京商工会議所

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1032834>

※**企業の強みを活かす**
(2016年)



- ・ 愛知県

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/482116.pdf>

※**経済安全保障中小企業向け**
入門ガイド (2023年)

